

特集

発達障がいを知る

福祉課 ☎ 66-1106



©アスペエルデの会

「多くの人が「当たり前に行えること」が「当たり前に行えない」」

それは、努力不足や親の育て方が間違っていたわけではありません

発達障がいは「見えにくい」



子どもが一般的な発達より遅れたり特定のごとに詳しくなかったり、ユニークな育ち方をしていると感じたことはありませんか？
 そのような「生まれつきの特性」を持っていて、生活上で不具合がある場合を、広い意味で「発達障がい」といいます。子どもの頃に発達障がいの傾向が見られても、その子に合った医療や教育により、成長と共に特性と上手に付き合ひ、社会に適応していける方も多くいます。
 発達障がいがあると、生活の中で不具合や困り事が起こりますが、ほかの人からは障がいとして見えにくく、わがままと誤解されることも少なくありません。しかし、周りが本人の特性を理解し、その強みを活かす方法を考えることで、暮らしやすくしてあげることができます。

発達障がいの方への伝え方のポイント



★「これ」「それ」などは使わず、具体的に話す

×「そのコップはそこに置いてね」

○「赤いコップは机の上に置いてね」

★文は短く1つずつ分ける

×「テレビを消して、手を洗っておやつを食べてね」

○「テレビを消してね」

「手を洗っておやつを食べてね」

★予定は前もって知らせる

★注意を引いて話への集中を促す

絵や写真を使うとより伝わりやすい



子どもの発達の気付き・発達障がいに関する相談窓口

相談先	連絡先	対象
保健センター（健康推進課）	☎ 67-1151	主に0歳～6歳
子育てコンシェルジュ（子育て支援課）	☎ 66-1107	0歳～18歳
就学指導相談員（学校教育課）	☎ 66-1165	3歳～15歳
障がい者支援センター	☎ 68-3612	どなたでも
ささゆりの会（アスペエルデの会東三河支部）	✉ sasa@as-japan.jp	どなたでも

4月2日～8日は「発達障害啓発週間」

世界自閉症啓発デー

検索